

参加希望者 様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 件 名 | 門入給水ポンプ点検整備業務 |
| 2 業 務 場 所 | 岐阜県揖斐郡揖斐川町門入地内 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和8年12月20日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」及び営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」の認定を受けていること、かつ、岐阜県に本店、支店又は営業所が所在すること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 見 積 書 提出期限 | 令和8年8月25日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei.ibinagasou@water.go.jp |
| 5) 質 問 書 提出期限 | 令和8年8月20日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年8月26日 12:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 |

門入給水ポンプ点検整備業務

仕様書

令和 8 年 8 月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 共 通

第1節 総 則

1－1 適用

本仕様書は、門入給水ポンプ点検整備業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1－2 業務の概要

本業務は、徳山ダム上流の門入待避所給水用ポンプの点検・整備を行うものである。

1－3 業務場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町門入地内

1－4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年12月20日までとする。

第2節 一般事項

2－1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の点検、整備、調整、試運転までの一切とする。

施設名	対象機器	数 量	点検・整備内容等	備 考
門入待避施設 給水設備	給水ポンプユニット	1 台	点検・整備	

2－2 提出図書

提出図書内容及び部数は、次によるものとする。

- | | |
|-------------------|------|
| (1)点検報告書（履行写真含む） | 1 部 |
| (2)その他担当職員が指示したもの | 必要部数 |

2－3 支給材料

本業務において次のものを支給する。

1. 電力

業務に必要な低圧電力（ただし、引き渡し可能な場所に限る）

2. 引き渡し場所

第1章第1節1－3に示す業務場所とする。

2－4 異常発見時の対応

点検整備の結果、不具合箇所を発見した場合は、不具合状況、原因、修復又は改造方法等について、報告書により担当職員に報告するものとする。

2－5 安全管理

受注者は、安全衛生に関する責任者を定め、業務中全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災及び衛生等の現場管理

に万全を期すものとする。

2-6 クマ対策

受注者は、クマの出没が想定される山間部又はその周辺の土地へ立入る際は、クマによる被害防止に必要な安全対策を講じるものとする。

クマによる被害防止に向けた安全対策を実施する必要がある場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められた費用については設計変更の対象とする。

受注者は、クマの目撃情報、足跡、糞その他の痕跡を確認した場合は、速やかに監督員へ報告するとともに、作業員へ周知するものとする。

なお、クマと遭遇した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとるものとし、身の安全を確保した後、速やかに関係者へクマ目撃情報を連絡するものとする。

万一、クマによる被害に遭い負傷した場合、速やかに医療機関において措置を受けられるよう、あらかじめ対応可能な医療機関及びその連絡先を確認しておくものとする。

実施した安全対策については、実施内容及び数量が確認できる資料（写真、購入伝票、使用実績、安全教育記録等）を整理し、監督員へ提出すること。

2-7 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し、断固としてこれを拒否し、また不当介入を受けた場合は、速やかに担当者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

2-8 設計変更

点検結果により補修等の追加が生じた場合、および、第2章第2節2-2のとおり、現地までの移動には機構保有の船舶等を使用するが、履行期間中に船舶に不具合が発生した場合には、協議の上対応を指示する場合があります、かかる費用については設計変更の対象とする。

2-9 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点検・整備

第1節 給水ポンプ仕様

本業務対象機器の仕様は以下に示すとおりである。

- ・荏原製作所製 F1000BD 型給水ユニット (32BDPMD6.4A)

第2節 点 検

2-1 点検時期

点検実施日は担当職員と2-2の現地までの移動も含め事前打合せを行い、決定するものとする。

2-2 現地までの移動

業務場所是一般道から車でへの到達が不可能であるため、徳山ダムから現地までの移動手段については、機構保有の船舶及び車両を使用するものとし、操船については機構により行うものとする。

なお、燃料については機構の負担によるものとする。

2-3 点検作業

1. 点検は、ポンプの機能回復を目的として、不具合箇所の確認及び原因の調査を実施するものとする。

なお、部品取替を伴わない軽微な調整等は本業務に含むものとする。

また、現在以下の不具合が確認されている。

- ・エラーコード：F17（圧力センサー異常）

2. 点検に必要な器具、工具及び資材等は、すべて受注者の負担とする。
3. 圧力タンクの空気圧を測定し、低下している場合は再充填するものとする。
4. 点検において取替推奨部品が確認された場合は、部品の型式等を報告書に記載するものとする。

第3節 整 備

3-1 整備内容

本業務で実施する整備内容は次のとおりとする。

施設名	対象	数 量	整備内容等
門入待避施設 給水設備	給水ポンプ	1 枚	圧力センサー取替

3-2 取替部品等

本業務で整備する取替部品等は次表のとおりとする。

なお、次表の規格は、同等以上のものであればメーカー・詳細仕様を制限するものではない。

部品名	規格等	数量	備考
圧力センサー	PSS-1	1 個	

3－3 整備作業

- 1．整備に必要な器具、工具及び資材等は、すべて受注者の負担とする。
- 2．部品取替えのために結束バンドを取外した場合は、取替後に新たに結束バンド等にて配線をまとめるものとする。

3－4 現場発生品

取替を行った旧部品等は、受注者の責任と費用負担において適正に処分するものとする。

第4節 試運転

点検・整備及び調整完了後、試運転により機能確認を行うものとする。

以 上

令和8年8月18日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っております。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	門入給水ポンプ点検整備業務	
業務場所	岐阜県揖斐郡揖斐川町門入地内	
履行期間	契約締結の翌日から令和8年12月20日まで	
見積参加要件	機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」及び営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」の認定を受けていること、かつ、岐阜県に本店、支店又は営業所が所在すること。	
主な発注内容	本業務は、徳山ダム上流の門入待避所給水用ポンプの点検・整備を行うものである。	
見積書提出期限	令和8年8月25日	12:00
質問書提出期限	令和8年8月20日	12:00
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。	
担当部署連絡先	電話番号	0594-42-5012
	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp
担当職員	経理課 荒木 悠太	

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>
より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課 荒木 悠太			
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

門入給水ポンプ点検整備業務

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐	「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する
--------------------------	--

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例) くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1